訪問診療等でのスマートフォンのマイナ保険証への対応

令和８年２月12日
第210回社会保障審議会
医療保険部会

資料３
(一部改変)

別紙

- **訪問診療や訪問看護を行う施設等で**、顔認証付きカードリーダーではなくモバイル端末等に搭載された**マイナ資格確認アプリを利用している場合も**、今後、アプリをアップデートすることにより、**システム改修は不要で、患者のスマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの読み取りが可能となる**。
- 令和８年３月２３日にスマートフォンのマイナ保険証が読み取りできる機能のリリースを実施。

操作方法（イメージ）

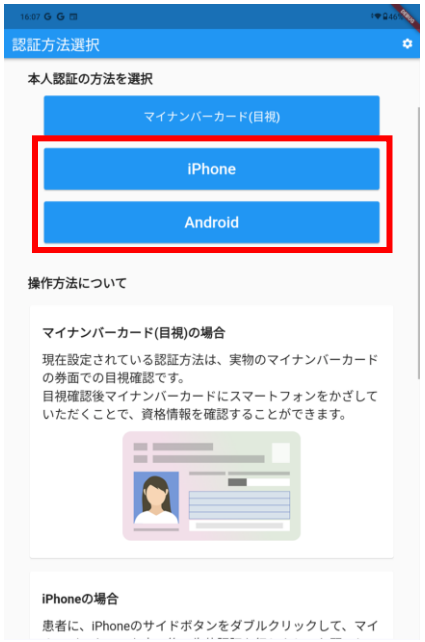
施設側のスマートフォン

・居宅同意取得型



同意登録情報を確認後、
該当する端末を選択し、
本人認証を実施

・資格確認限定型



認証方法を選択後、
該当する端末を選択し、
本人認証を実施

**施設側でスマートフォンを
ご利用されている場合**



患者のスマートフォンと
施設のスマートフォンの背面を
近づけて読み取り

**施設側で タブレット または、
PC をご利用されている場合**



患者のスマートフォンを汎用カードリーダー
（タブレット・PCに接続）にかざして読み取り